



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 1 日（火曜日）号外 第 33 号 の 3

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限 ----- (家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示第 944 号 の 2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和 26 年宮崎県規則第 54 号）第 4 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動及び搬出を当分の間禁止し、又は制限する。

令和 2 年 12 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
 - ア 日向市東郷町下三ヶ（中水流、鹿文字山、八ツ山、柳原、龍馬、雪車塚、下村、中村、上村、董ヶ窪、崩レ）
 - イ 美郷町南郷中渡川（日平、ソグウセ、杭谷）、南郷神門（杭谷、黒岩、山麦、新右衛門田、下名木、五味、石越、渡場瀬、向山）、南郷水清谷（下田の原）
 - (2) 搬出制限区域
 - ア 日向市東郷町坪谷（石原、本村、下一谷原、上一谷原、岩神、射場ノ原、上野原、宮ノ下、赤井笠、田野原、戸ノ口、岩下、大堀、中崎、筒群、桑木内、大内平、大内、鎌柄、萩ノ野、多武ノ木平、芋ノ原、夜名番、下一谷、一谷、馬飼出、西ノ内）、東郷町下三ヶ（瀬渡、中山、浅ノ迫、芹ノ元、礫石、下平田、銚ノ元、上平田、白仁田、荒平、宝瀬ノ内、中水流、鹿文字山、八ツ山、田口原、柳原、黒松、一松露、児洗、涼松、葛籠内、倉谷、矢櫃、龍馬、雪車塚、下村、中村、上村、董ヶ窪、崩レ）
 - イ 美郷町南郷水清谷（下田の原、榎山、洗場、中崎、小原、南川、内ノ口、猪ノ原、折立、赤木、滝ノ内、困ヒ、久保、樋ノ元、中ノ瀬、蕨野、小又、荒谷）、南郷神門（杭谷、黒岩、山麦、新右衛門田、下名木、五味、石越、渡場瀬、向山、折立、古畑、椿八重、黒谷、一ノ瀬、子安野、北又江原、垣蔵、田の原、北村、奥内尾園、嶋戸原、尾柳、弓場ノ原、仁久川、片地、竹ノ原、桂、小堀、山口、猪の越し、内竹、井出ノ内、落原、無田、天神田、南又江の原、上名木、石田

、米上、小路、小居前田、伊久良ヶ原、上飯屋、飯屋、黒草、長堀、小田ノ原、下飯屋、竹原田、田爪、祓藪、鴨ノ巢、山草）、南郷中渡川（日平、ソグウセ、杭谷、寺ノ前、今別府、柳野、中ノ原、屋形原、黒尾谷、無田原）、南郷鬼神野（入田北原、古川、入田、入田藤ノ木、小田、狩田原、川上迫、折立、折立上原、楸、狭間、川原、小村、尾迎下原、尾迎、奥野、茶屋の元、熊路、芋壺、床並、床並上原、市谷、小豆野、倉ノ平、榎木、田出原、久保、井出ノ内、月井谷、岩原、仁田ノ越、市ノ股、牛山、中牛山、下弓弦葉、松ノ内、笹ノ越）、南郷上渡川（下古園、浜砂瀬、吐、落ヶ谷、備中谷、尾鹿倉、カラメ、上古園、荒木谷、ヒタカズ、鶴野、松塚谷、野畑、宮田、門田、平城、小野々原、橋ノ原）、南郷山三ヶ（安蔵）、西郷田代（平木、戸屋、登リ尾、灰木、市ヶ倉、宇津神、ソクウ、アマリ、トガリ滝、古田、塚木、馬生手、竹ノフトコロ、落シ、築地元、水ヶ谷、構之谷、ウトノ迫、後内、小川内、椎久保、楨谷、桑木、ヒワ松、柿木原、水ヶ迫、尾迫ノ尻、下モサエ、上サエ、中ノ内、ワルカレ、モチノ木、大岩本、古田ノ元、賀田、境ノ谷、祢連ノ木、長崩、竹ノ平、谷内、日平、から谷、丸楨、六字、檜原、滝ノ内、土々呂頭、楨ノ鶴、日陰谷）、西郷小原（日の陰、小豆野、すだの尾）

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|